

指定保管業者から保管事業全体を譲り受けた
場合の指定保管業者地位承継届出書の記入例

令和 3 年 10 月 10 日

(宛先)
滋賀県知事 **あて**

〒 **520-0000**
届出者 住所 **滋賀県大津市〇〇町〇丁目〇〇**
株式会社〇〇商事

氏名 **代表取締役 滋賀 太郎**
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
および代表者の氏名〕

電話番号 **077-000-0000**

指定保管業者地位承継届出書

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第 15 条の 4 第 4 項 (において準用する同条例第 15 条の 3 第 2 項) の規定に基づき指定保管業者の地位を承継したので、同条第 5 項の規定に基づき届け出ます。

1	地位の承継の原因となった事実が生じた日	令和 3 年 10 月 5 日					
2	地位の被承継人の氏名および住所	有限会社淡海観光開発 代表 淡海 青子 滋賀県大津市△△町△丁目△△					
承継人に関する事項	3	フリガナ 保管施設の名称	オウミカンコウマリーナ 淡海観光マリーナ				
	4	県内でプレジャーボートを保管する施設の所在地および主たる事務所の所在地	滋賀県大津市××町×丁目××				
	5	2の施設が保管するプレジャーボートの数 (概数でよいが整数で記載)	フィッシングボート	左以外のモーターボート	水上オートバイ	その他	合計
			50	10	50	-	110
	6	施設の常駐の管理者の氏名および役職名	店長 大津びわ子				
	7	揚降施設または機器の有無 (有する場合にはその名称および操作する職員の有無)	揚降施設：マリントラベリフト(20トン対応)固定クレーン(10トン対応) 操作する職員：大津太郎、大津三郎				
	8	保管するプレジャーボートの出艇・入艇を管理する方法	当マリーナでは、受付時に船の種類、船舶番号、乗船人員、操縦者の氏名および免許番号ならびに出艇時刻および退廷時刻などの台帳を作成して管理している。 また、当マリーナから琵琶湖に出艇するには揚降施設を必ず利用する必要があり、揚降施設の操作は必ず職員が行うこととしていることにより、プレジャーボートの出入艇を確実に管理できる。				
	9	交付を受けた適合証に係る適合原動機搭載艇について右記の事項に変更があったときに遅滞なく把握する方法	所有者の氏名および住所 保管契約を締結する際に、プレジャーボートの売買契約書または日本小型船舶検査機構の登録書類等の写しを保管し、台帳に整理している。また、利用の少ない契約者には定期的に連絡をとるなど、所有者の状況についても把握に努めている。 原動機の型式および方式等 保管契約を締結する際に船舶検査証書および船舶検査手帳の写しを保管し、台帳に整理している。また、検査の有効期限や原動機の保存状態などを所有者に伝えるなどのサービスをしており、原動機の状況についても把握に努めている。				
	10	担当者の役職名、氏名および連絡先電話番号	淡海観光マリーナ 店長 大津びわ子 077-000-0000				

承継前に保管業を営んでいた事業者の氏名および住所を記入してください。

注 1 地位の承継の原因となった事実を証する書類を添付してください。
 2 8の欄および9の欄は、別紙に記載して添付することもできます。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。